

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定款

東神運送株式會社



定款

第壹章

總則

第壹條

當會社ノ商號ヲ東神運送株式會社ト稱ス

第貳條

當會社ハ本店ヲ橫濱市ニ置キ必要ニ應シ
便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第參條

當會社營業ノ目的ヲ如シ

一 海陸貨物ノ運送並ニ運送取扱

二 税關輸出入貨物ノ取扱

三 保險及倉庫代理

四 入夫請負業

五 前各項ニ附帶スル一切ノ業務

第四條

當會社資本總額ヲ金拾萬圓トス

第五條 當會社、存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

但シ株主總會ノ決議ニヨリ伸長スルコトヲ得

第六條 當會社、公告ハ橫濱市ニ於テ發行スル橫濱貿易新報ニ掲載ス

第七條 株式

第八條 當會社、株式ヲ貳千株ニ分テ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第九條 當會社、株券ハ記名式トシ壹株券拾株券百株券ノ參種類トス

第十條 株金第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾圓トシ第貳回以後、拂込ハ取締役會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第十一條 株金、拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込タル當日迄金百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂ヒ且ツ之カ為メ生シタル損害ヲ負ス

擔スルモノトス

第十二條 當會社ノ株券ハ豫メ取締役會ノ承認ヲ得ルニアラザレバ之ヲ賣買讓渡スルコトヲ得ス

第十三條 當會社ノ承認ヲ得テ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ當會社所定ノ書式ニ依リ當事者連署ノ名義書換請求書ヲ株券ニ添へ提出シテ其ノ株券ニ證印ヲ受クヘシ相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ因ル株式ノ取得ニ関シ名義書換ヲ請求セントスルモノハ相當ノ證明書ヲ株券ニ添へ請求スヘシ

第拾貳條 株券ノ毀損又ハ分合等ノ事由ニ因リ株券ノ引換ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ其ノ株券及引換ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ請求スヘシ株券喪失ノ為メ其ノ再交付ヲ請求セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ確實ナル保證人貳名以上連署ノ書面ヲ提出スヘシ此場合當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨參日間公告シ參拾日ヲ経ルモ故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付スヘシ

第拾參條 株券名義書換手数料ハ株券壹枚ニ付キ金拾錢再交付又ハ分合ノ場合ハ新株券壹枚ニ付金五拾錢ヲ徴收ス

第拾肆條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ其ノ氏名住所及ヒ

印鑑ヲ當會社ニ届出ルコトヲ要ス其ノ變更ノ場合亦同シ氏名變更ノ場合ハ戶籍吏ノ證明書ヲ添付シ改印ノ場合ニテハ保證人連署ノ上届出ルコトヲ要ス

外國居住又ハ旅行中ノ株主ハ日本内地ニ居住ノ代理人ヲ選定シ届出ヘシ此場合其ノ代理人ハ該株主ニ代リ一切ノ權利義務ヲ行使スルモノトス

前參項ノ届出ヲ怠リタル株主ニ對シテハ通知催告等ノ不達又印鑑ニ付當會社其ノ責ニ任セス

第拾五條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄及臨時株主總會招集通知書發送ノ翌日ヨリ其ノ終了迄株券名義書換ヲ停止ス

第拾三章 株主總會

第拾六條 當會社ノ定時株主總會ハ毎年六月及拾貳月ノ

貳回之ヲ開キ臨時株主總會ハ必要アル場合之ヲ開ク

第拾七條 總會ノ招集ニ總會ノ日時場所及其ノ目的事項

ヲ記載シ會日ヨリ貳週間以前ニ各株主ニ通知スヘシ

株主總會ニ於テハ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコト

ヲ得ス

第拾八條 株主總會ニ於ケル議決權ハ株式壹株毎ニ壹

箇トス

第拾九條 株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行使シ得

ルモ其ノ代理人ハ本定款第拾四條ニヨルモノノ外當會

社ノ株主ニ限ルモノトス

第貳拾條 株主總會ノ議長ハ專務取締役之ニ任ス若シ

差支アルトキハ他ノ取締役之ニ代リ取締役全員差支アル

場合ハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾壹條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ規定アル場合ノ外

出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナ

ルトキハ議長之ヲ決ス

但議長ハ之カ為メ自己ノ議決權ヲ失フコトナシ

第貳拾貳條 株主總會ノ議決事項ハ決議録ニ記載シ議

長及出席株主貳名署名捺印シテ當會社ニ保存スヘシ

第四章 役員

第貳拾參條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 五名以内

監査役

貳名以内

但取締役ハ互選ヲ以テ専務取締役壹名ヲ選任スル
コトヲ要ス

第貳拾四條

取締役及監査役ハ當會社株式壹百株
以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

第貳拾五條

専務取締役ヲ當會社株主總會ニ於テ代
表取締役ニ選任ス

第貳拾六條

取締役ノ任期ハ參箇年、監査役ノ任期ハ
貳箇年トス

第貳拾七條

取締役及監査役中缺員ヲ生シタルトキハ臨
時株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フヘシ其ノ補缺員ノ
任期ハ前任者ノ殘期間トス

若シ法定ノ人員ヲ缺カスニ業務ニ差支ナキトキハ補缺選舉ヲ
行ハサルコトヲ得

第貳拾八條

取締役ハ自己所有ノ當會社株式壹百株ヲ監査
役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ供託株式ハ取締役退任後株主總會ニ於テ其ノ取
扱タル事務ノ承認アリタル後ニアラサレハ之ヲ還付セス

第貳拾九條

取締役及監査役ノ報酬ハ年額金五千圓以内トシ
各自ノ割當額ハ取締役會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第參拾條

取締役會ノ決議ヲ以テ支配人ヲ選任シ又ハ相談
役及顧問ヲ囑託スルコトヲ得

第參拾壹條

専務取締役ハ取締役會ノ議長ニ任ス
取締役會ノ決議ハ取締役過半數ヲ以テ之ヲ決シ可不同意

ナルトキハ議長シテ決ス

第五章 計算

第拾貳條 當會社ハ毎年五月參拾壹日及拾壹月參拾日

ヲ以テ諸勘定ヲ決算ス

第參拾參條 當會社損益ノ計算ハ每期總益金ヨリ総損金

ヲ扣除シタル殘額ヲ純益金トシテ割合ヲ以テ之ヲ處分ス

一 法定積立金 百分ノ五以上

二 別途積立金 百分ノ五以上

三 役員賞與金 百分ノ拾以内

四 株主配當金 若 干

五 後期繰越金 若 干

前項ノ外株主總會ニ於テ適宜處分ノ決議ヲナスコトヲ得

第參拾四條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主ニ拂渡

スモノトス

第六章 附則

第參拾五條 本定款ニ規定セサル事項ハ商法ニ準據スルモノトス

第參拾六條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金壹千圓

以内トス

第參拾七條 當會社ハ昭和貳年拾貳月參拾壹日迄ニ會社

成立セサルトキハ株式申込人ノ請求ニヨリ株式申込ノ取消ニ應ジ

既納ノ證據金ヲ返還スヘシ

但シ此場合利子ヲ附セス

右定款ハ昭和貳年九月拾五日設立發起人ニ於テ之ヲ作成セリ

仍テ各自左ニ署名捺印候也

昭和貳年九月拾五日

東神運送株式會社
設立發起人